



埼玉県報

第 666 号
令和 7 年(2025 年)
11 月 4 日
火曜日

目 次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）
- 令和 7 年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の調査を行つた地区	年月日
小鹿野町	令和五年度	地籍図六十五枚	令和七年十月
	令和六年度	地籍簿一冊	下小鹿野の二十九日
		区（下小鹿野の一部）	

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
越谷市	令和六年度	街区境界調査 図七枚 街区境界調査 簿十一冊	越谷第六―七計画 区（北越谷二丁目 の一部）	令和七年十月 二十九日

告 示

埼玉県告示第八百四十三号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
越谷市	令和六年度	街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿十三冊	越谷第七―一計画 区（大字上間久里、 大字袋山、大字恩 間の各一部）	令和七年十月 二十九日

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証	日高市
地名	称地	区 年 月 日	令和五年度地籍図十二枚 日高第四十六地 令和七年十月
地籍簿一冊	部		区（大字山根の一 二十九日

告
示

埼玉県告示第八百四十五号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

[illegible]

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証	調査を行つた成果の調査を行った認証
飯能市令和五年度地籍図三十一枚	令和五年度地籍図三十一枚	令和五年度地籍図三十一枚	令和五年度地籍図三十一枚
令和六年度地籍簿一冊	令和六年度地籍簿一冊	令和六年度地籍簿一冊	令和六年度地籍簿一冊
中山第二地区（大字原町二十九日の各一部）	中山第二地区（大字原町二十九日の各一部）	中山第二地区（大字原町二十九日の各一部）	中山第二地区（大字原町二十九日の各一部）
令和七年十月	令和七年十月	令和七年十月	令和七年十月

告 示

埼玉県告示第八百四十七号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
本 庄 市	令 和 五 年 度	地 籍 図 四 枚
	令 和 六 年 度	地 籍 簿 二 冊
	地 籍 簿 二 冊	銀座二丁目外第 二地区（銀座二丁 目、銀座三丁目の 各一部）
		令和七年十月 二十九日

告示

埼玉県告示第八百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉県知事 事 第十六号	日本建築 検査協会 株式会社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部 東京都中央区 日本橋二丁目 十二番六号	構造判定部 東京都中央区 日本橋二丁目 十二番九号	令和七年十 一月一日

埼玉県公安委員会告示第235号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年11月4日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
三共自動車教習所	代表者の氏名	森田 岳文	森田 精一郎

埼玉県公安委員会告示第236号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和7年11月4日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久 仁 恵

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和7年12月6日（土）

イ 技能審査

令和7年12月13日（土）及び12月15日（月）から12月19日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和7年12月22日（月）から12月26日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和7年11月4日（火）から11月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）

告 示

埼玉県選挙管告示第五十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年十一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年十一月六日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他